

経済産業省

20190710 製第 15 号
令和元年 7 月 17 日

化学物質審議会
会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次について諮問する。

2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール並びにペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基（アルキル基の炭素数が 7 のものに限る。）を含む化合物に係る法第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質の指定